

# 令和5年第9回農業委員会議事録

令和5年9月25日

長瀬町農業委員会

## 令和5年第9回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和5年9月25日  
開催年月日 令和5年9月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好  
閉会時刻宣告者 14時34分 事務局長 相馬 孝好  
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

### ○出席委員

#### 農業委員

| 席次 | 氏名    | 席次 | 氏名          |
|----|-------|----|-------------|
| 1  | 常木 三郎 | 11 | 野原 重信       |
| 2  | 林 春政  | 12 | 島田 暁        |
| 3  | 武井 哲夫 | 13 | 宮澤 史明       |
| 4  | 朽原 仁  |    |             |
| 5  | 野原 隆男 |    |             |
| 6  | 鈴木 智子 |    | 農地利用最適化推進委員 |
| 7  | 井上ゆかり |    | 第1区域 堀口 栄一  |
| 8  | 山口 俊司 |    | 第2区域 坂上 健司  |
| 9  | 齊藤喜久夫 |    | 第3区域 須賀 勤   |
| 10 | 松本 高正 |    | 第4区域 野口 稔   |

### ○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 小川 竜太  
主任 野原 靖子

### 会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3件について
- (3) 議案第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）について
- (4) その他
  - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。

定刻より早いんですが、皆さんお忙しいでしょうから、早めに始めさせていただきたいと  
思います。

それでは、ただいまより令和5年第9回農業委員会総会を始めさせていただきます。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。定刻より早いんですが、皆さんお忙しいでしょ  
うから、早めに始めさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまより令和5年第9回農業委員会総会を始めさせていただきます。

初めに、宮澤会長よりご挨拶を申し上げます。

宮澤会長、お願いします。

○会長 皆さん、こんにちは。

先日9月11日、羽生でありました農業会議の研修会にご参加いただいた方、ありがとうござ  
いしました。なかなか面白い講習で、参考になった面もあったのではないかなと思います。

なお、今まで集合研修なかなかできなかったわけですが、これから増えていくかと思  
いますので、都合のつく方は出席して、いろんな情報を仕入れていただければなというふ  
うに思います。

それから、小川さんにちょっとお願いして、3条申請については、いわゆる所有権とか、  
それから使用権を移転するやつですね。これも町の農業委員会で許可ができるということで、  
この3条申請について、今まで窓口でいろんな情報を小川さんが聞いたのをこの場でいろ  
ろ情報提供していただいたんですけども、一番重要なのは、3条の場合は、受け手側、農  
地を取得する方、農地を借りる方、その方の人の問題なんですね。農地の条件などありま  
すけれども、人の条件が一番大きいかなと思ひまして、ちょっと小川さんをお願いしたのは、  
現地確認のときに、都合のつく限り受け手側の方に立ち会っていただきたいと。農業委員  
さんから、農業者なのかどうかとか、何をどうその農地を利用していくのかとか、そういつた  
ことを確認していただいて、現地確認の報告をこの場でしていただければ、許可の判断に非  
常に役立つだろうと思ひまして、これからは、受け手側の方に立ち会うようお願いするよ  
うにしましたので、積極的に質問等をお願いしたいなと思います。

もちろん認定農業者の場合は、その方に農地を集積するのをこちらが信用する立場ですんで、どうぞという立場ですけれども、特に町外の方、非農家の方の場合は、少ししっかりした情報が必要だと思えますので、その辺も踏まえて、情報を把握していただきたいなというふうに思います。

それから、今日の議案第3号で農地パトロールについて説明がありますが、初めての人はちょっと不安だと思うんですね。小川さんに聞きましたら、先輩の方とペアリングしてありますので、昨年まで経験された方に、よく手ほどきといいますか、やり方を情報伝達していただきまして、特に野帳の記入の仕方とか、それから、遊休農地そのものの拾い上げ、それをどの程度までやっていくかという、綿密にやりますと本当に切りがない話ですんで、その辺も踏まえて、先輩の方は後輩の方によく情報伝達、手ほどき等をよろしく願いたいなというふうに思います。

以上で挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

早速、議題に入らせていただきます。

---

#### ◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

---

#### ◎議事録署名人の指名

○議長 初めに、議事録署名人の指名を行います。

5番、野原隆男委員、6番、鈴木智子委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に5番、野原隆男委員、6番、鈴木智子委員を指名いたします。

---

◎農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 それでは、早速議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について議題とします。

農地法第3条、番号1、—————氏所有の農地を————氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第3条、番号1について説明いたします。

まずは、今回の譲渡人が弁護士である理由を説明いたします。

債務者であり農地の所有者であった方が破産申請を開始し、所有する当該地には抵当権が設定されており、債権者が申立てを行い、裁判所により選任された弁護士となっております。

以上のことを踏まえて、説明をお聞きください。

譲受人、住所・氏名、—————さん。譲渡人、氏名、—————さん。

次に申請土地の表示ですが、所在地、大字中野上字—————、地目は全て畑、面積は958平米、683平米、226平米の合計1,867平米の3筆です。

権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下のページに案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は、中野上区内、ワイン食堂KAN東側約100メートルの場所です。

次に、農家の状況ですが、現在、皆野町で4,006平米の農地を所有しており、野菜、果樹を作っております。自宅は皆野町にあり、通作には車で約15分の場所です。農業従事者は、本人、妻の2人です。年間農業従事日数は、本人250日、妻100日ということです。

次に、資金計画は、—————

---

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積は合計で1,867平米、利用状況は、耕作開始がすぐできる状態となっております。

次に、作付計画ですが、作付品目はジャガイモ、ネギ、スイカ、梅、桃で、作付の時期は、令和5年10月頃以降を予定しているということです。

次に、農地の状況ですが、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域特定地域内にあり、町道本中93号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

1番、常木三郎委員の説明をお願いします。

○1番常木三郎委員 9月19日、事務局の小川さんと推進委員の坂上さんと譲受人である——さんと現地確認に行ってきました。

場所は、事務局の説明にあったとおり、中野上区内のワイン食堂KANから東に約100メートルにある場所です。

現状については、現地を見てきましたが、裏面の写真のとおり、畑の耕作は、一部を除きされておりませんが、除草等の作業は実施されて、管理されておりました。皆野町に在住され、畑を4,006平米所有され、野菜や果樹を耕作されておるということで、通作の問題もないと思われまます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 常木三郎委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 それでは、簡単に申し上げます。

先ほど常木様もおっしゃいましたように、19日午前中に事務局小川さんと3人で現地に行きまいました。皆野町の本人ですね、——さん、その人の立会いの下で、一応お話も伺いました。

この場所は、昨年度パトロールのほうで一応私も現地は見て、ありますけれども、今回は、草場は大分多いんですけれども、土壌そのものは大分加えている、よい土地でございます。本人は、スモモ、プラムですか、あれと、あと細かい野菜を作るということでございます。皆野町から通うのはちょっと大変だと思いますけれども、年齢もそう若いのでないので、そこは大変ですけれども、本人が大分やる気でございますので、今後ともよろしくをお願いしますということでございます。

以上でございます。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

齊藤委員。

○9番齊藤喜久夫委員 今、説明を受けたんで、関係ですけども、年齢は若くないと、実際何歳の方ですか。

○事務局 74歳の方です。

○9番齊藤喜久夫委員 74歳、分かりました。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思います、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

---

◎農地法第5条の規定による許可申請3件について

○議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条、番号1、  
氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号の説明の前に、  
説明は省略させていただきます。

議案第2号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、  
名、さん。譲渡人、氏名、さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上、地目は畑、面積は512平米の1筆です。転用の目的は、貸し駐車場となります。権利の内容は、所有権移転となり

ます。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は、下山区内、アクアセントマリアの南側約100メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、現在アクアセントマリアとして借りている駐車場の地主が亡くなり、返却する予定となっています。そのため、お客様や店舗の車や従業員の駐車場を確保するためということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、

---

---

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅役場などから約500メートル以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、幹線5号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 8番の山口です。

9月20日に、事務局の小川さんと推進委員の堀口さんで、3人で現地を見に行きました。

場所は、先ほども言っていましたけれども、アクアから南へ行って、真下新聞というんが、毎日新聞があるんですけども、その北側なんですね。

それで、見たところ、随分草が生い茂ってまして、これが駐車場になれば、きれいになっていいんじゃないかと思しますので、審議のほど、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

9月20日、農業委員の山口さん、事務局の小川さんと現地確認しました。



場所は、先ほど言われたとおりでございます。

時節柄、草がやっぱり、山口さんが言っていたように、もう繁茂というような状況でありまして、中によく見ると栗の木がそっちこっちに見えましたので、元は栗林というのがあったのかなというような状況で、その草木、そういったものを伐木したり除草をすれば、駐車場にできます。十分できる。場所的には広いところですから、できると思います。

以上です。

○議長 堀口委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○須賀 勤委員 1点だけ確認させて。

これ、長瀬の岩畳に大分近いところなんですけれども、自然公園のほうで、栗の木でも切るのは制限されないの。大丈夫なの。

○事務局 では、回答させていただきます。

自然公園のほう、手続につきまして、私のほうも案内させていただきました。そこで確認を取ったところ、駐車場として整地するに当たっての自然公園への届出は不要ということで確認が取れました。

○須賀 勤委員 木が生えている。

○事務局 木が生えているけれども、自然公園の届出は、申請者の方に町民課を案内したんですね。そこで、届出は不要という案内を受けたということで、私のほうは報告を受けております。

○須賀 勤委員 ありがとうございます。

○議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がございましたので、異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条、番号2、浅見司氏所有の農地を村田麻美氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、\_\_\_\_\_さん。譲渡人、住所・氏名、\_\_\_\_\_さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字\_\_\_\_\_、地目はともに畑、面積は330平米、すみません、資料の5、小数点が抜けているんですけども、5.2平米の合計335.2平米の2筆です。転用の目的は、自己用住宅となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は、下宿区内、長瀬商工会より南に約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在、実家で生活しておりますが、子どもも生まれ、部屋が手狭になったため、家を建てる計画をしました。子どもの面倒を見てもらえるよう実家の周辺の土地を検討し、父所有の土地を検討しましたが、接している道がなく、建築確認が取れない土地のため、現在の土地所有者の協力を得て計画することになりましたということです。

次に、計画の内容ですが、土地造成、335.2平米です。裏面に配置図、平面図、立面図がありますので、ご覧ください。

次に、資金計画ですが、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

次に、農地の状況ですが、その他の区域となります。また、農地の区分としては、すみません、資料のほう間違っております、駅から300メートル以内にある農地ということで、第3種農地と判断されます。すみません、修正をお願いします。

なお、申請地は普通地域内にあり、認定外道路に接道しておりますが、セットバックを予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

1 番、常木三郎委員の説明をお願いします。

- 1 番常木三郎委員 9月20日に事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地を確認しに行ってきました。

場所は、説明にあったとおり、商工会の南に100メートルぐらいのところですよ。

現地を見ましたが、周辺住宅も多く、住宅街となっております。裏面の配置図にあるとおり、2階建ての自己用住宅を建てるということで、接道に関しては北側道路で、排水計画は下水を予定しているということです。

また、近隣農地所有者からも同意を得ているということで、転用やむなしと思われまふ。ご審議のほどをよろしくお願ひします。

- 議長 常木三郎委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

- 堀口栄一委員 堀口です。

同じく9月20日、農業委員の常木さん、事務局の小川さんと現地確認を行いました。

場所は、先ほど申し上げられたように、長瀬商工会から南へ100メートルの、周りが住宅街に囲まれた中の畑で、非常によく草刈りもされて、きれいな畑になっておりました。この場所は、通路関係、下水道も代用できるということで、十分行き届いているということで、問題はないと考えております。

以上です。

- 議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

- 議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条、番号3、———氏所有の農地を———

\_\_\_\_\_氏が駐車場へ一時転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号3について説明いたします。

番号3、譲受人、住所・氏名、\_\_\_\_\_さん。譲渡人、住所・氏名、\_\_\_\_\_さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字\_\_\_\_\_、地目は畑、面積は2,235平米の1筆です。転用の目的は駐車場で、一時転用となります。期間につきましては、許可以降11月30日までと、予定となっております。すみません、記載のほうに漏れていて申し訳ございませんでした。権利の内容は、賃借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は、県立自然の博物館の北側約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、紅葉シーズンになると、月の石もみじ公園周辺は大変混雑いたします。例年行っているライトアップ時は大変混雑し、渋滞対策として土地をお借りし、深刻な渋滞発生時には臨時駐車場を設けるため、申請するものということです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図をご覧ください。

土地造成が2,235平米となります。

次に、資金計画ですが、\_\_\_\_\_となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、農振農用地区域内にある農地のため、農用地区域内農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域特定地域内にあり、町道長瀬88号線に接している農地です。

なお、農用地区域内農地での転用は原則不許可ですが、例外として一時転用は認められています。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

12番、島田暁委員の説明をお願いします。

○12番島田 暁委員 12番、島田と申します。

9月20日に、事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。

場所は、事務局の説明があったとおり、長瀬上区内の県立自然博物館から北に約100メートルにある場所です。

現地についてですけれども、現地を見ましたが、野草管理がよくされており、もみじ公園開催時期は、非常に周辺は混雑し、一時的な転用ということなので、やむなしと思われます。

また、この場所について、私も、5年前ぐらいから仕事の都合上、週に1回ぐらい通っておりますけれども、この時期以外にも除草管理とかを対処されており、高く茂った草とかはなく、また、もし雨とかになってぬかった場合にも、本当に背が低い草が少しだけ生えていますので、ぬかるみにはまって車が動かなくなるようなことはないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 島田暁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

9月20日に、農業委員の島田さん、事務局の小川さんと現地確認を行いました。

博物館から北東へ100メートルぐらいのところにあります、ここの場所は、毎年申請の上がる場所でございます。畑も、先ほど事務局のほうから話がありましたように青地なんですけれども、一時転用ということで、許可してもよろしいのではないかという判断でございます。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議ない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手があったので、異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

---

◎農地利用状況調査（農地パトロール）について

○議長 次に、議案第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてご説明いたします。

こちら、お手元にあります農地利用状況調査実施要領などをご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

今年は、宮澤会長から先月も説明があったとおり、例年8月末から強化期間として実施しておったんですけども、気温の上昇、また、除草管理を依頼していても、シルバーさんの作業が至っていないということもあり、開始時期を1か月遅らせることで、除草が、しっかり管理されている方は除草をされている。また、熱中症対策などに関しましても、1か月遅らせることのメリットが大きく感じられたことから、今月から1か月間を強化期間として実施できればと思います。また、引き続き気温の高い日がまた続くと思いますので、無理のない範囲で調査のほうをお願いします。

では、実施要領に基づいて説明させていただきます。

調査の趣旨は、長瀬町農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効活用の促進を図っていくことが求められていることから、遊休農地の実態把握や農地の違反転用の防止などについて重点的に取り組むことを目的に、農地法第30条第1項に基づく農地利用状況調査を実施するものです。

実施期間は、本日9月25日月曜日から10月25日水曜日までとします。

対象農地は、町内全ての農地です。農振農用地区域外を含むということになっておりますので、基本的には全ての農地も対象となります。

次に、実施内容ですが、次の事項を主体的に実施していただきます。

3つ事項がございます、1点目は、遊休農地または遊休化のおそれのある農地の把握です。担当区域の農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんを中心に、2人1組、もしくは3人1組で班を編成し、航空写真や図面等を利用して、農地の状況変化や新たに発生した遊休農地などについて現地調査を行っていただきます。遊休農地と判断した場合には、その利用状況を活動記録カードに記録してください。

特に、青色のバインダーに挟んでおります、こちら別紙になります。昨年度調査で遊休農地として登録された農地一覧がございます。まず、こちらの農地のほう、大字ごとで分けて

おりまして、班ごとに分かれてはいないんですけれども、自分の該当される農地の地番を見ただきながら、こちらに掲載されている土地につきましては、必ず現地調査を行っていただき、利用状況を、一覧表の右側が書けることになっておりますので、書き方はこの後説明させていただきますので、ご記入をお願いします。

また、遊休化のおそれがあると判断された場合も、その土地について活動記録カードに記載してください。記載方法などについては、後ほど説明させていただきます。

遊休農地、遊休化のおそれがある農地とは、遊休農地は、過去1年以上にわたり農作物の作付をせず、かつ、今後も作付する見込みのない農地のことです。ただし、作付がされていなくても、年に数回除草作業をしている農地は、保全管理農地として遊休農地にはなりません。遊休化のおそれがある農地とは、農地の所有者で耕作をしていた方が亡くなった。農地の所有者で耕作をしていた方が遠隔地に転居したなどの理由により、耕作が難しくなるおそれのある農地です。

続きまして、実施内容の2点目、遊休農地所有者への意向確認でございます。

現地調査の結果、利用状況の区分が遊休農地として判断した所有者に対しては、農地利用意向調査を行います。農地利用意向調査は事務局で行いますので、農地パトロールなどでは利用の意向調査は不要といたします。

次に、実施内容の3点目、農地の違反転用の早期発見でございます。

農地パトロール中に、明らかに許可を得ずに違反転用している農地を発見した場合は、すぐに事務局までお知らせください。

続きまして、実施体制でございます。

昨年度班編制、担当地区に大きな変更はございませんが、1-1から4-2まで、8班で編成させていただいております。改選後初ということで、今年初めての方もいらっしゃるのので、班の編成では、経験者と初めての方という編成にいたしました。

また、班の中でも担当地区を決めさせていただいており、委員さんの名前の横に担当地区がありますが、調査時には、この班ごとに実施していただければと思います。この班で、本日から10月25日までの間、行っていただきたいと思います。その日程等につきましては、班の中で都合をつけて実施していただければと思います。

続きまして、広報活動です。

遊休農地や違反転用などの発生防止の啓発効果を狙って、事前に農地利用状況調査を実施する旨をホームページと広報ながとろを活用して、広く住民に周知させていただいております。

す。ホームページについては8月25日から、広報につきまして、8月号に、8月から実施するという、8月から9月という当初の予定を掲載させていただきましたが、10月も引き続き行うという旨の記事を10月広報に掲載予定となっております。

また、目に見える取組とするため、農地パトロールを行う際は、バッグの中に、マグネット、腕章、帽子が入っていたと思うんですけども、今回初めての方につきましては、入れさせていただきます。それ以外の方につきましては、持っていらっしゃるということで、お配りはしていないんですけども、もしないという方がいらっしゃいましたら、終わりましたら事務局までおっしゃっていただければと思います。

続きまして、報酬の支給です。

今年度も昨年同様、農地利用最適化交付金を活用し、支給する予定です。報酬の支給には、実績を明確にする必要があるため、活動実績報告書、すみません、別紙に入れさせていただいたんですけども、そちらのほうをご提出いただきますようお願いいたします。

また、調査は、おおむね4日程度で例年行っていただいておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、調査報告の方法でございます。

現地調査が終了しましたら、10月25日、来月の農業委員会までで構いませんので、終わり次第ご提出いただければと思います。

続きまして、具体的な調査方法を説明いたします。

こちらの記録カードと地図をご覧くださいませ。

黄色いファイルに入っていると思うんですけども、黄色いファイルと青のファイル。黄色いクリアファイルですね。そちらと、バインダーに挟んでおりますこの長くなっているところ、このA3判になっているもの。こちらのA3判になっておりますものが、昨年度、大字ごとで分けさせていただいておりますが、遊休農地として、昨年調査で結果となって出てきた農地となります。まずは、こちらの農地を各班ごとで、該当になっているところを探していただいて、まずこちらの農地を中心に見回っていただければと思います。ちょっと地図を見ながらになるので、ちょっと見にくい。

(「2人組で違うんですよね」と呼ぶ者あり)

○事務局 同じです。

そこに載っていない農地で、新しく遊休農地であると思われるものにつきましては、黄色のファイルに入っておりますこちらのA4判の農地利用状況調査活動記録カード(新規用)



となっているもの、こちらに記載させていただきます。

(発言する者あり)

○事務局 すみません、説明させていただきます。

記録カードの記入方法といたしましては、まず、最初に、担当地区名、行政区名、分からない場合は、調査員の氏名だけで大丈夫です。そちらと日付、場所、状況を丸で囲んでいただければと思います。

各項目ごとの農地の状況について説明させていただきます。

こちらの昨年遊休農地として登録された農地の区分、右から2番目の欄、こちらのところに入るところにつきましては、昨年、遊休農地で、もう耕作を再開したとか、耕作を再開していなくても除草の管理をしっかりとされているということであれば、耕作を開始したということであれば、アを記載させていただきます。

すみません、記入例を見ながら見ていただいたほうが、記入例が別紙で、ごめんなさい、ちょっと分かりにくくて申し訳ないんですけども、A3の折られたものを。

(「1枚ですね」と呼ぶ者あり)

○事務局 1枚で。

よろしいですか。

そちらの区分の右から2番目の欄、そちらに、そこで耕作が再開されておりましたら、アと記載させていただきます。また、除草だけ、除草の管理のみを保全管理ということで行っている場合には、ウを記載させていただきます。また、引き続き遊休農地の状況が続いているということであれば、すみません、記入例で、分かりにくいんですけども、すぐ再開できるような状態であれば、緑で、1という記載で、少し、機械など大規模な作業が必要ということであれば、2を記載させていただきます。

また、そのほかとは別に、違反……

○議長 この活動記録カード、この黄色いファイルに入っている、ここの部分の区分です。その区分が、この野帳のほうの区分と同じですので、これを参考にさせていただいて、この黄色の区分、この区分の内容を野帳に記入していただくと。

○10番松本高正委員 これ回るときは、1人、2人。

○事務局 2人で回っていただければと思います。

○10番松本高正委員 カップルになっているところは先輩が行くんだよね。

○事務局 一緒に行ってください。

○10番松本高正委員 分かっている人が一緒にいるんだよね。

○事務局 もちろんそうですね。

○10番松本高正委員 今、小川君は初心者に説明しているんでしょう。そうですね。でも、カップルになっている人は知っているんだよね。

○事務局長 知っているよ。

○10番松本高正委員 その人に聞けば早いよね。俺は宮澤さんに聞けば早い。

○議長 そういうことです。先輩が分かりますんで。

○事務局 おおむね大丈夫ですかね、細かい説明は。現場合わせで、なので、やっていただきたいのは、スケジュールの調整を皆さんでやっていただいて、あとは、去年まで、今まで行かれていた方を中心に状況を記載していただくということで。

○10番松本高正委員 初心者カップルはいないんですか。

○事務局 いないです。

じゃ、最後に説明なんですけれども、また来年も同じように、地図など、あとバッグを使用することになりますので、丁寧に扱っていただければと思いますので、最後に返却していただきますので、よろしくお願いします。

また、すみません、最後、説明なんですけれども、今ちょっと回らせていただいておりますタブレット、一応、今年1月にタブレットを導入したんですけれども、今年、農業委員さんの改選があったことから、まだ実際には活用しておりませんでした。また、事務局で使用し始めたところではありますけれども、操作は、簡易的につくられているということはあるんですけども、実際覚えることが非常に多いところではありますけれども、操作のほうを覚えることで、非常に活用できるものでありますので、農地パトロールの際に利用したいという方などがいらっしゃいましたら、ちょっと個別に説明をさせていただきますので、事務局までおっしゃっていただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長 それでは、よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○議長 それでは、ちょっと確認ですけれども、これは昨年遊休農地としてチェックしたやつが一覧になっていますので、取りあえず全員これをチェックしていただけますか。書き方は先輩がその場で、現場で指示してください。

新規のほうは、こちらの紙に新規の分を書いていただきます。記入の仕方は先輩の方がフ

フォローしてください。なので、昨年のデータと今年の新たなやつ、この2つを遊休農地として上げていただくということですね。

そのほかに1枚刷りでいっているでしょう。これが活動記録の報告書です。これも先輩の方がフォローしてください。ということで、書いていただくのは3種類です。

それでは、これより質疑に入ります。

ご質問等たくさんあると思いますけれども、先輩がフォローしてくださいね。

○須賀 勤委員 11日の研究会でやって、非農地化、は非農地を推進  
進なさいというふう出ていますんで、事務局も、これは全部書かれちゃうと

1区域当たりどのくらいできるかという。山間部のほう、入っていけないところも、写真判定になっちゃうと思うんですけども、この時期まだ蛇がいますんで。

○事務局 おっしゃられたとおり、再生困難農地というのは、町内、正直すごくございまして、山の中であれば、写真で見たとおり、農地としては難しいというところは写真で分かりますので、現地を足で運べる範囲内、山の中は、あまり入っていくと危険なところもあるので、その範囲内で、もう何年もやっていないのを上げていただければと思いますので。

○須賀 勤委員上げちゃっていい去年出しているほうも

○事務局 去年出している部分も一応載せてあります。こちらでは把握はしておりますので、すみませんが、ちょっと載せさせていただいたんですけども。

(発言する者あり)

○議長 ほかに質問ございますか。

○2番林 春政委員 これは新規だけでいいんだよね、出すの。

○事務局 新規だけで大丈夫です。今までののは、そこの右に書いてもらえれば。それで大丈夫です。

(発言する者あり)

○議長 よろしいでしょうか。

分かりづらいところもあると思うんですけども、先輩の方に、大変ご足労かけて申し訳ないですが、記入の仕方、それから遊休農地として新しく追加するか否か、この辺の判断は、先輩の方が少しアドバイスして、引っ張っていただきたいなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。1年やれば大体様子が分かりますんで、今年だけは先輩の方に、申し訳ないんですけども、少しリードしていただきたいなと思いますんで、よろしくお願いします。

○9番齊藤喜久夫委員 1点質問を。

小川さん、例えば、またグランピングのところで、近くで砂盛ったり、石盛ったり、畑わけでしょう。あれって、現況どうなっているかというのを 役場に行けば、ちゃんと申請されて っているか、現状、畑の 使っているよ。その判断というのは、我々は分からないんですよ。だから、それを確認、役場にしてもら

○事務局 調査した上でということですよ。

○9番齊藤喜久夫委員 調査した上で、今、資材として 置いてある それを畑 だけれども、それは、判断は、 だけれども、勝手に、私は畑だと思っているけれども、畑じゃないじゃないですか。そこの判断はどうするのと。役場に確認してから出したほうがいいの。

○事務局 そうですね。一度疑問に思ったことなども……

○9番齊藤喜久夫委員 疑問に思っているところ、いっぱいあるんだよ。最初畑だったけれども、資材を置かれて 、何回か過去のパトロールで出したけれども、だから、そこから先、分からないわけよ、我々は。だから、その辺はどうなのと聞きたいわけ。毎回出しても、効果が出ないというか、改善されなきゃ意味ねえわけだな。じゃないですか、はっきり言えば。だから、そこをある程度、前払いとか、前で整理しておかないと、それ、結構あるんですよ、見ていると。畑は畑なんだけれども、一時的に資材を置いておくんだったら構わないんだけど、何か違う感じもするし、そういうのは、ちょっと我々だと分からないから、らしいというのは分かるけれども、そこを確認は自分で取っていいかどうか のほうに。

○事務局 当然、遊休農地として上げていただいた所有者の方には、通知は送らせていただいております。その中には、やはり返信がない。去年私もやってみて、何名か、多くの方が返信がなかったりだとかといったこともございますので、齊藤さんのおっしゃられた方も、恐らくその1人の方なのかなというところで……

○9番齊藤喜久夫委員 だから、私が農業委員の推進になってやったら、 と言われても困るんですよ。実際思わない。 先輩になっちゃうけれども、こっちは、ある意味。だから、そういう 情報というか、その辺は非常に難しいと思うんですよ。あくまで現況の調査をするというのが目的と分かります。優良農地を

確保するというのは分かるけれども、実際問題、それを隠れみのにしてやっている人もいるわけですよ。だから、その　　　　　　とか、そういうようなものの判断がしにくい案件が見受けられるんで、それをどうしますかという、今質問なんですけれども。

○事務局 私、ちょっと個人的な見解も入ってしまうんですけども、自分は、その地区の農業だったり、その地区の様子を分かれているのは、やはり農業委員さんになるので、ちょっと判断は、ある程度、現場。

○9番齊藤喜久夫委員 あと1点、タブレットの、さっき説明が、こういうふうにするというお話があったんだけど、どのぐらいかかりますかね。我々は素人、全然機械のそういう

○事務局 このタブレット、ただ持って行ってすぐできるというものではなくて、事前に、町のほうで管理しているシステムのほうで、まず、委員さんがこういった地区を回るという登録など、ちょっと事前登録が結構必要なんです。その登録をした上で現地に行っていて、写真を撮ったりだとかという作業をやっていただく。

私も実際に使ってみて、一番いいところは、自分の現在地がGPS上ですぐに分かるというのは、このタブレットのいいところで、結構地図で、紙ベースで出ますと、自分がどこにいるのかというのが分からなくなることが多いと思うんですけども、このタブレットは、現在地というのを正確に測れるというところが一番メリットだと思っていまして、実際にこんな状態だよと書くよりも、写真で残せるというところ、そういったメリットとかもあります……

○9番齊藤喜久夫委員 それは記入とかもできるんですか。

○事務局 一応、記入と、あと音声で、しゃべったものを登録もできますけれども、その登録についても、一つ一つの操作といいますと、スマートフォンなどを使っていられる方などは、ある程度、このボタンを押せば登録できるんだとかいった認識があるかと思うんですけども、それ以外の方については、画面を触ったりだとか、画面を大きくしたりだとか小さくしたりだとか、細かい作業につきましては、少しハードルが高くなると思うので、慣れている方で、実際に、あと、セキュリティーの問題で、ログイン、ログアウト、ログイン状態で現場に出ても、少し操作を誤るとじゃないですけども、操作していないとログアウトにすぐなっちゃう。そして、ログインをまたし直すには、一度事務局のほうで、パスワードがこちらでしか把握できないので、そのやり取りというのとかも出てきます。そういったことも踏まえて、少し、すぐ使うに当たっては……。

○9番齊藤喜久夫委員 どうなんです、推奨するんですか、それとも、　　　　　　使いたい人だ

け使ってくれと

○事務局 私は今そのように考えております。まず、意欲のある方、強制はしませんので、ちょっと私も1人で現場に出てきて、便利なところと、そういったデメリットも分かりましたので、実際に使ってみたいという方いらっしゃいましたら、お声がけいただければと思います。

○6番鈴木智子委員 タブレット、何台ぐらいありますか。

○事務局 すみません、今2台入れております。

○6番鈴木智子委員 具体的に何ができるのか教えて 地図を見るのと、あと、

○事務局 単純に言うと、地図を見て、写真を撮る。それだけで、今まで現場に行って、この農地はこういった状態ですかというのをこの農地にすぐたどり着けるというメリット。あとは、写真を撮って登録する、それだけで、後から見返せますので、その現場で書かなくてもいい。そのメリットの2点が大きなところだと思います。

○6番鈴木智子委員 でも、写真を撮っただけだと、何の写真だか分からなくなっちゃいそうなんですけれども、それは何か

○事務局 これが、GPSで、この場所で撮ったということが分かりますので、すみません、ちょっとない状態で説明、申し訳ないんですけれども、この農地をまずタップしていただいて、その農地について写真撮影ということ、全部この農地についての写真ということでもづけができますので。

○6番鈴木智子委員 そのコメントもそこに入る。

○事務局 コメントも、そうですね。

○議長 それを今後やる地図に活用していく。

○事務局 おっしゃるとおりで、ちょっとそこまでがすごくハードルが高いんですけれども、国としてやりたいことは、そういうことですね。皆さんにタブレットを使っていただいて、それを……

○9番齊藤喜久夫委員 各2台しかないということは、これは長瀬だから2台ということ。

○事務局 そうですね。各市町で、購入台数については調整はしたんですけれども、多く買って一切使っていないというところもありますし、まず少なく始めてみて、やっていくというところとありますので、町とすると、あまり、ぼんと買って、その後の維持費は町負担になってしまうので、使用意図がないものはあまり導入できないというところもありましたので、ひとまず2台導入したところでは。

- 6番鈴木智子委員 あと、すみません、ログアウトまでの時間ってどのぐらいなんですか。
- 事務局 それが、私も使ってみて明確には分からないんですけども、おおむね30分ぐらい何も触っていなかったりすると、すぐ落ちちゃう。
- 6番鈴木智子委員 使えないですよ、30分じゃ。
- 議長 止めて1時間。
- 事務局 使っていれば大丈夫です。使わないで休憩とかして……

(発言する者あり)

- 議長 ちょっと、まだ、こういうことがあるということの情報だけは入れておいていただいて、実用段階では、まだないです。どうもデータもまだひもづけしていないし、細かな作業が、本当はやりたいところなんです、そこまでできないから、自分の居場所が分かるぐらいとか、農地の写真とか、そういうのでもいいかもしれないけれども、ほかの利用はちょっと無理な感じがしますんで、取りあえずあるということだけで、興味がある方がいたら、小川さんのところへ行って、いろいろ情報交換していただいて、積極的に使うところまでは、まだいっていないと思います。タブレットは、これでちょっと終わりにしますね。

ほかにございますか。

- 事務局長 ちょっと事務局からいいですか。

齊藤委員から先ほどおっしゃられた違反転用の関係については、皆さん言いづらいでしょうから、事務局のほうに必ず一報ください。そうしたら、県の職員と一緒に見に行って、それが本当に過去に転用物件なのか、それとも勝手に置いているのか、それを判断して、必ず持ち主のほうに事務局のほうから言いますので、その辺は徹底してやりたいと思いますんで、よろしく願いいたします。皆さんは、だから遊休農地をよく見ていただいて、それを見ながら、これ違反転用じゃねえかといったら、事務局のほうへご連絡ください。よろしく願いします。

以上です。

- 議長 ということだそうですね。

ほかにご質問ございますか。

- 1番常木三郎委員 これなんですけれども、ちょっと公図ともらっている番地と、この番地が全然違うんで、どこの畑か分からないというのが。
- 事務局 分かりました。ちょっと対応させていただきます。
- 議長 やっていくうちで、現場で分からないことがあるかもしれませんが、そのときはまた

事務局のほうへ問い合わせただければと思います。

ほかにございますか。

それでは、以上をもちまして質疑を終結いたします。

事務局案のとおり調査を実施したいと思いますが、ご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、異議ないものと認めます。

よって、事務局案のとおり調査を実施いたします。調査員としてのご協力をお願いします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

---

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、10月の委員会日程でございます。

10月の委員会は25日水曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、10月25日水曜日、午後1時30分からといたします。

事務局からほかに何かございますでしょうか。

○事務局 事務局から、先月の許可状況につきましてですけれども、先月、5条を2件許可申請いただいたんですけれども、9月19日付で2件とも許可となりましたので、ご報告いたします。

以上となります。

○議長 以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

○事務局長 では、これをもちまして、令和5年第9回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

皆様ありがとうございました。

(午後2時34分)



上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和5年9月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 野 原 隆 男

署名委員 鈴 木 智 子